

令和6年第3回教育委員会定例会次第

開催日時 令和6年3月13日（水）午前10時から

開催場所 春日井市役所9階 教育委員会室

1、議 題

- (1) 令和6年度教育長職務代理者の指定について
- (2) 令和6年度愛日地方教育事務協議会の委員について
- (3) 令和6年度学校教育指導の方針・重点について
- (4) 令和6年度春日井市教職員人事異動について
- (5) 教育委員会事務局等人事異動について

議題1 令和6年度教育長職務代理者の指定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、教育長の職務を行う者を指名するもの。

議題2 令和6年度愛日地方教育事務協議会の委員について

愛日地方教育事務協議会規約第8条の規定に基づき、愛日地方教育事務協議会の委員を協議により定めるもの。

議題3 令和6年度学校教育指導の方針・重点について

令和3年2月に策定された第四次愛知県教育振興基本計画及び令和5年3月に改訂した春日井市教育大綱を受けて、本市立小中学校に向けた令和6年度学校教育指導の方針・重点を定めるもの。

令和6年度 学校教育指導の方針・重点について（案）

春日井市教育委員会

令和6年度学校教育の指導については、「第四次愛知県教育振興基本計画」・「春日井市教育大綱」を受けて、本市学校教育指導の方針・重点を、次のとおり決めました。

各学校においては、児童生徒の安全に配慮し、校長のリーダーシップの下、社会のニーズや児童生徒の課題などを踏まえた経営ビジョンを明確にし、特色ある教育活動を推進することが重要です。

また、学習指導要領の趣旨を十分理解し、児童生徒の実態を踏まえて学校教育の目標を設定するとともに、教育者としての使命を自覚し、一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待します。

○指導の方針

- 1 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を養う。
- 2 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を養う。
- 3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を養う。

○指導の重点

- 1 学校教育の目標を踏まえ、その具現化に努める。
 - (1) 個人の尊厳と人間尊重の精神に基づく教育の推進に努める。
 - (2) 生命及び自然を尊重し、社会のルールを大切にすることを育てる道徳教育の充実を努める。
 - (3) 郷土の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と態度の**かん養涵養**に努める。
 - (4) 安心・安全で学びを止めない環境の整備に努め、児童生徒の健やかな学びを保障する。
- 2 学習指導要領の趣旨を踏まえ、生涯学習の基礎となる資質・能力と態度の育成に努める。
 - (1) 生涯学習の基礎を培う観点から、心と体を鍛え、たくましく生きる力を育成する指導と評価の工夫に努める。
 - (2) 主体的・対話的で深い学びの**視点から実現に向けた**授業改善に努め、社会の中で生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、学びを自らの人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の**かん養涵養**に努める。
 - (3) 発達の段階に応じた情報活用能力を育成し、一人一台端末や情報通信ネットワーク等のICTを効果的に活用する学習活動を充実させる。
 - (4) 習得・活用・探究の学びの過程の中で、自ら課題を見つけて粘り強く取り組み、仲間と考え合って自らの認識を新たに、知識を関連づけて深く理解したり、情報を精査して考えを形成したりするなど、創造的な活動をする授業を推進する。
 - (5) 善悪についての判断力や望ましい社会性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心などの育成に努めるとともに、自己の生き方についての考えを深めさせる。
 - (6) 個性を生かし、創造性の伸長を図り、心豊かな生活を築く意欲と態度の育成に努める。
 - (7) 障がいのある児童生徒には、主体的に社会参加できる力を育成するため、障がいの状態に応じて、きめ細やかな支援・指導をするように努める。また、十分に教育を受けられるための「合理的配慮」及びその基礎となる環境整備を行う。
- 3 家庭や地域社会との連携を深め、健全な児童生徒の育成に努める。
 - (1) 家庭・地域社会・学校が果たす役割を考え、相互の連携を深めるとともに、より信頼される開かれた学校運営を目指し、地域ぐるみで指導の充実を努める。
 - (2) 学校内外における自然体験や社会的体験活動などの体験的な活動を通して、社会の形成に参画しその発展に寄与する態度や環境の保全に寄与する態度を養う。

あいちの 教育ビジョン 2025

- 第四次愛知県教育振興基本計画 -

概要



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

2021年2月

愛知県・愛知県教育委員会

① 計画策定の趣旨

- 2007年4月、本県初の教育の総合的な計画である「あいちの教育に関するアクションプラン」を策定
- 2011年6月、「あいちの教育に関するアクションプランⅡ」を策定
- 2016年2月、「愛知の教育ビジョン2020」を策定
- この間に、AIやIoT、ロボット工学などの技術革新の加速度的な進展や少子高齢化の進行、外国人児童生徒の増加など、社会情勢は大きく変化している。
- さらに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症の拡大が、学校における教育活動に大きな影響を及ぼし、教育のデジタル化や「学校の新しい生活様式」に合わせた教育環境への対応など、教育の在り方が大きく変わろうとしている。
- 新たな計画の策定に当たっては、これまでの基本理念を継承しつつ、時代の状況や社会の変化に伴う、新たな課題や今後育むことが求められる資質・能力などを見据えて策定する。また、教育に関する大綱との整合性を図る。

② 計画の性格

- 教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画
- 本ビジョンにおける「基本理念」と「基本的な取組の方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」とする。

③ 計画期間

- 2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

① 基本理念

「自らを高めること」と「社会の担い手となること」を基本とし、
ふるさとあいちの文化・風土に誇りをもち、世界的視野で主体的に深く学び、
かけがえのない生命や自分らしさ、多様な人々の存在を尊重する豊かな人間性と
「知・徳・体」にわたる生きる力を育む、あいちの教育を進めます。

② 基本的な取組の方向

(1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

一人一人の個性や生活環境の違いなどに応じたきめ細かな教育に努め、主体的、協働的に学び、深く考えることを通して、様々な課題を解決し、自分らしく生きていく力を育みます。

(2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

命を大切にする心や他人を思いやる心、人権を尊重する心などを育て、社会の担い手として多様な人々と手を携えて生きていける、豊かな人間性と確かな実践力を育みます。

(3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

健やかな体と心を育むとともに、生涯にわたって豊かに生きる意欲にあふれ、安全で健康な生活を営んでいくためのたくましさをつちかいます。

(4) ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

ふるさとに学び、ふるさとを愛する心を育むとともに、生きていく上での羅針盤となる教育を充実させ、社会の激しい変化の中でも自分をしっかりと持って、あいちを担っていく進取の精神を育てます。

(5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

グローバル社会において、多様な人々と生活し協働する中で、自分自身のアイデンティティと物事を多面的に捉える見方や考え方を身に付け、あいちや世界を担っていく気概や意欲を育てます。

(6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

子供たちが学ぶ喜びを、教職員が教育者としての誇りを感じられるよう、家庭・地域との連携、教職員の資質・能力の向上、教職員が子供たちと向き合うための条件整備、学校施設・設備の整備等に努めます。

(7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

大規模災害や感染症の拡大等で学校が通常のエデュケーション活動を行えないときでも、ICTの活用など、子供たち一人一人とつながって対応できる、安心で安全な、学びを止めない環境の整備に努めます。

施策を展開するに当たって

○ 社会全体で取り組む

家庭、地域、学校の三者が、それぞれの役割を果たしつつ、協働して教育活動に取り組むことが求められています。また、社会情勢の変化や地域の実情に応じた活動を展開するためには、学校、自治体、産業界、大学、NPO等の関係機関が、相互に連携して取り組む必要があります。

○ 多様性を尊重する

全ての県民が自分らしく生きていくことができるよう、多様性が尊重され、国籍、言葉、考え方などの違いによって差別されることのない社会の実現に向けて取り組んでいくことが重要です。

○ SDGsの考えに基づいた活動であること

SDGsに示されている、人権意識の向上や持続可能な共生社会の実現は全世界で取り組む目標です。「持続可能な社会にも有益な取組である」、「誰一人取り残さない取組である」ことに留意し、SDGsの考えに沿って取り組むことが大切です。

○ ICTの活用を推進する

子供たちがより意欲的になれる授業づくりや個別の学びの充実、デジタル社会に対応する力を育成するため、学校における教育活動や家庭学習など、様々な場面において、ICTの積極的な活用を推進することが重要です。また、どのような状況にあっても学びを止めることがないよう、ICTを活用した教育環境の整備を進めることが必要です。

○ 全てのライフステージで、切れ目のない活動を行う

幼児の育ち、小中学校、高等学校、大学や専門学校、そして、社会に出てからと、子供には発達段階によって、その時々にはふさわしい学びがあります。そのため、系統性に沿った教育活動を展開していくことや、段階によって途切れることなく取り組んでいくことが必要です。

また、学校種・学校設置者の枠を越えた学びの連続性を重視することや、地域の実情に応じた特色ある教育の推進を図ることが大切です。

(1) 自ら学びに向かう教育を充実させ、自己の可能性を伸ばす力を育みます

取組の柱	施策の展開
(1) 主体的・対話的で深い学びの推進ときめ細かな指導の充実	① 主体的・対話的で深い学びの推進 ② 少人数教育等、学びの環境の充実 ③ 個別最適な学びの保障
(2) 情報活用能力の育成とICT活用教育の推進	① 情報活用能力の育成 ② ICTを活用した個別最適な学びと社会とつながる協働的な学びの実現 ③ 子供の学びや教職員を支えるICT教育環境の充実
(3) SDGsの理念を踏まえた教育の推進	① SDGsについての学習の推進 ② SDGsの理念を取り入れたESDの推進 ③ 環境教育等の推進
(4) 多様な学びを保障する学校・仕組みづくり	① 総合学科等の新たな設置と普通科の活性化 ② 全日制単位制高校の設置、定時制・通信制教育の充実 ③ 新しい公立高等学校入学者選抜の導入 ④ 民間教育施設との連携・学び直しの機会の充実 ⑤ 県立学校の魅力化と適正配置
(5) 理数教育の推進	① 理数科の授業の充実 ② 子供の興味・関心を生かした探究型学習の推進 ③ 高等学校における先進的な理数教育の推進
(6) 特別支援教育の充実	① 多様な学びの場における支援・指導の充実 ② 教員の専門性の向上 ③ 教育諸条件の整備 ④ 卒業後の生活へのスムーズな移行
(7) 幼児教育の充実	① 幼児教育のさらなる充実 ② 家庭・地域における幼児教育の支援 ③ 幼児教育を推進するための体制の構築
(8) 私立学校の振興	① 特色ある教育を受ける機会の確保 ② 私立学校に対する助成 ③ 保護者の学費負担の軽減 ④ 公私との連携
(9) 大学等高等教育の振興	① 大学との連携による教育活動の充実 ② 高大及び高専連携の推進 ③ 県立の大学の充実

(2) 人としての在り方・生き方を考える教育を充実させ、実践力を伴った道徳性・社会性を育みます

取組の柱	施策の展開
(10) 人権教育・多様性理解の推進	① 学校等における人権教育・多様性理解の推進 ② 家庭・地域社会における人権教育・多様性理解の推進 ③ 重要な人権課題への対応
(11) 道徳教育の充実	① 「特別の教科 道徳」を核にした道徳教育の推進 ② 差別や偏見を許さない、命を大切にする教育の充実 ③ 情報モラル教育の充実
(12) いじめへの対応の充実	① いじめを起こさせない指導の充実と児童生徒の社会性の育成 ② 早期発見・早期対応のための取組 ③ 教育相談体制の充実 ④ 学校と関係機関との連携

(13) 不登校児童生徒への対応の充実	① 学校等の取組の充実 ② スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの協力、教育相談体制の充実 ③ 家庭への援助 ④ 多様な教育機会の確保
(14) 主権者教育等の推進	① 主体的に社会参画する態度の育成、体験活動の推進 ② 政治的教養を育み、平和と公正を学ぶ教育の充実

(3) 健やかな体と心を育む教育を充実させ、生涯にわたって、たくましく生きる力を育みます

取組の柱	施策の展開
(15) 生涯学習の充実	① 生涯にわたって学ぶ態度の育成、学べる環境の充実 ② 生涯を通じた学習の支援と学び直しの機会の充実 ③ 持続可能な地域づくりを支える社会教育の充実 ④ 読書に親しむ態度の育成、図書館機能の充実
(16) 家庭教育・子育て支援、子供の貧困対策の充実	① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実 ② 子育て家庭への支援 ③ ワーク・ライフ・バランスの啓発 ④ 貧困状態にある子供たちへの支援
(17) 学校体育・生涯スポーツの充実	① 学校体育の充実による体力の向上 ② 学校や地域におけるスポーツ機会の充実 ③ 学校部活動と地域スポーツの在り方の検討 ④ アジア競技大会を通じたスポーツの振興
(18) 健康教育・食育の推進	① 心身の健康づくりの充実 ② 医療的知識を学ぶ機会の充実 ③ 学校等における食育の充実

(4) ふるさとの魅力やあいちの伝統・文化に学びつつ、技術の進歩に取り組み、社会の発展を支える人を育みます

取組の柱	施策の展開
(19) ふるさと教育の推進と新たな文化の創造	① ふるさと教育の推進 ② へき地教育の振興 ③ 伝統文化・文化財の保存・活用・継承・魅力発信 ④ 芸術の創造・発信と文化芸術の担い手・支え手づくり ⑤ 県民、NPO、ボランティア、企業等が協働した多様な交流・創造の実現
(20) 社会の担い手の育成に向けたキャリア教育の推進	① 発達段階の成長課題に応じたキャリア教育の充実 ② キャリア教育推進体制の充実 ③ 女性の活躍促進に向けた教育の充実
(21) 産業を支える人材の育成	① 科学好きの児童生徒の育成 ② 産業教育の推進 ③ 大学・専門学校、産業界との連携

(5) 世界とつながり、生き生きと活躍するために必要な力を育みます

取組の柱	施策の展開
(22) グローバル社会への対応の推進	① グローバル社会で活躍できる人材の育成 ② 多文化共生に向けた教育の充実

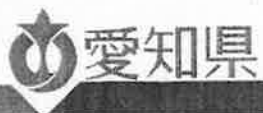
(23) 外国語教育の充実	① 英語教育等の充実 ② 小中学校、高等学校のつながりを意識した英語教育の充実 ③ 教員の研修の充実
(24) 日本語指導が必要な児童生徒等への支援の充実	① 外国人児童生徒の教育の位置付けの明確化 ② 外国人児童生徒等の受け入れ体制整備の支援 ③ 日本語指導に関わる教員の資質向上 ④ 学び直しのための施策の充実 ⑤ 高等学校における配慮 ⑥ ICTの活用 ⑦ 地域における日本語学習・日本語教育への支援 ⑧ 外国人児童生徒等の保護者に対する働きかけの推進

(6) 子供の意欲を高め、教師の働きがいがある魅力的な教育環境づくりを進めます

取組の柱	施策の展開
(25) 学校における働き方改革	① 学校の役割の明確化及び教職員の職務の見直し ② 業務の精選と切り離し・外部人材の活用 ③ 長時間勤務者や学校への個別のフォローアップ体制の構築 ④ 部活動の在り方を見直し ⑤ 「学校の新しい生活様式」に対応した学級規模の実現 ⑥ ICTの活用による業務改善
(26) 開かれた学校づくりと学校への支援	① 地域による学校への支援体制づくりの推進 ② 地域人材の活用 ③ 学校を核とした地域づくり ④ 異なる学校種間・設置者間の連携
(27) 教員の人材確保と資質向上の推進	① 優秀な教員の確保に向けた取組の推進 ② 「愛知が求める教師像」の実現に向けた教員養成 ③ 教員の資質・能力の向上を支援する組織体制の強化
(28) 学校施設・設備の充実	① 学校施設の防災機能の強化及び計画的・効率的な長寿命化の推進 ② 快適な教育環境の実現 ③ 理科教育・産業教育環境の充実 ④ ICT機器等の教育環境の整備の推進 ⑤ 特別な支援を必要とする幼児児童生徒のための教育環境の充実 ⑥ 県立学校の魅力化と適正配置

(7) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時においても、子供たちが安心・安全に学べることを保障します

取組の柱	施策の展開
(29) 大規模災害や感染症拡大等の緊急時における学びの保障	① ICTを活用した学びの保障 ② 「学校の新しい生活様式」に対応した教育環境の整備 ③ 心のケア実施体制の充実 ④ 学校保健衛生対策の充実 ⑤ 各学校における危機管理マニュアル等を見直し
(30) 学校安全・防災教育の推進	① 学校安全・防災に向けた実践的な活動の充実 ② 学校安全・防災に関する学びの充実と人材の育成



愛知県教育委員会

〒460-8534 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6827 (ダイヤルイン)

F A X 052-961-3925

Webページ <https://www.pref.aichi.jp/site/aichinokyoiku/>

春日井市 教育大綱

KASUGAI CITY
Fundamental principles of education

2023年3月 改訂

目次

はじめに	01
第1章 基本理念	02
第2章 みんなの役割	03
第3章 基本的な方向性 ...	04

はじめに

平成 28 年 2 月に春日井市教育大綱を策定し、「書のまち春日井」の教育として、小学校全学年に書道科の授業を実施するなど、特色のある学校教育に力を入れました。また、「文化・スポーツ都市」宣言をし、公民館、春日井市民会館及び文化フォーラム春日井を中心とした文化芸術活動や朝宮公園陸上競技場をオープンさせるなど、市民の誰もが生涯にわたって文化やスポーツに親しむことができる環境整備に取り組んできました。

誰も予測しえなかったコロナ禍は、人の価値観や社会活動に大きな影響をもたらし、日常生活や教育現場を変革させる契機となりました。それは、人の生命（いのち）の大切さを考える機会となったこと、デジタル技術が私たちの生活に急速に取り入れられたこと、学校が全国一斉休校し、学校・教育の役割の重要性が再認識されたこと、などが挙げられます。

日本は今、国際情勢の変化や少子化・人口減少・超高齢化など、誰もが経験したことがない予測困難な時代を迎えています。これからの時代を生き抜くためには、子どもの生きる力を育むことが重要であり、大人になっても学び続け、自ら問題を解決できる人材の育成が大切であると考えています。そのためには、「いつの時代も変わらない教育」と「その時代にあった教育」が必要です。

今回の教育大綱の改訂では、これまでの基本理念を継続しつつも、時代に即した内容に見直しました。基本を大切にしつつ、新しいことも取り入れながら、市民の皆様とともに「みんなで育み、みんなが輝く」教育の実現を目指します。

2023 年 3 月

春日井市長 石黒直樹



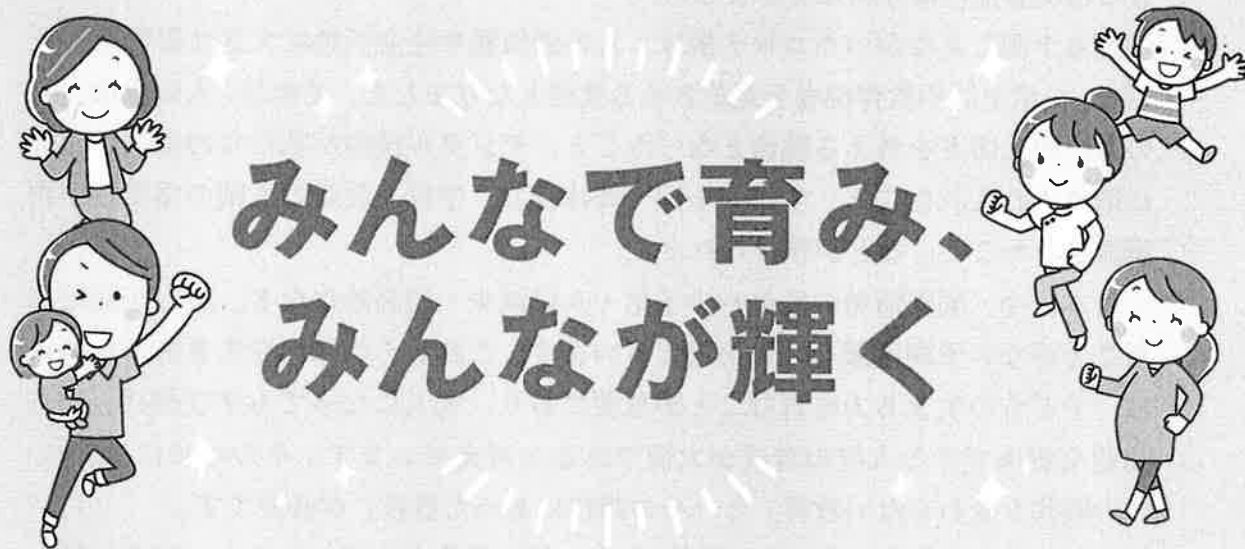
第1章

基本理念

子どもは、学校教育の中だけでなく、多様な人々との関わり、様々な体験の積み重ねの中で成長していきます。未来を創る子どもには無限の可能性があり、持続可能な社会の実現のために、私たち大人は子どもの成長に大きな役割を担っています。

子どもの「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を育むために、家庭・地域・学校・行政等が連携・協働していくことが不可欠です。

それぞれの場での私たち大人の見守りと働きかけが、子どもの「生きる力」を育む大きな原動力になります。子どもと向かい合いながら、共に成長する社会の実現を目指し、次の基本理念を定めます。



「輝かしい未来」のために

社会が複雑化する中、逞しく成長し、自分に「誇り」と「責任」を持って生きていくことは、誰でも簡単なことではありません。

しかし、日頃から、「生命（いのち）」を尊び、自分を支えてくれる人々に対して、素直な「感謝」の気持ちを抱くとともに、人生で出会う様々な困難に対して真摯に向き合い、失敗しても「勇気」を持ってチャレンジし続ければ、必ず輝かしい未来を拓くことができます。



第2章

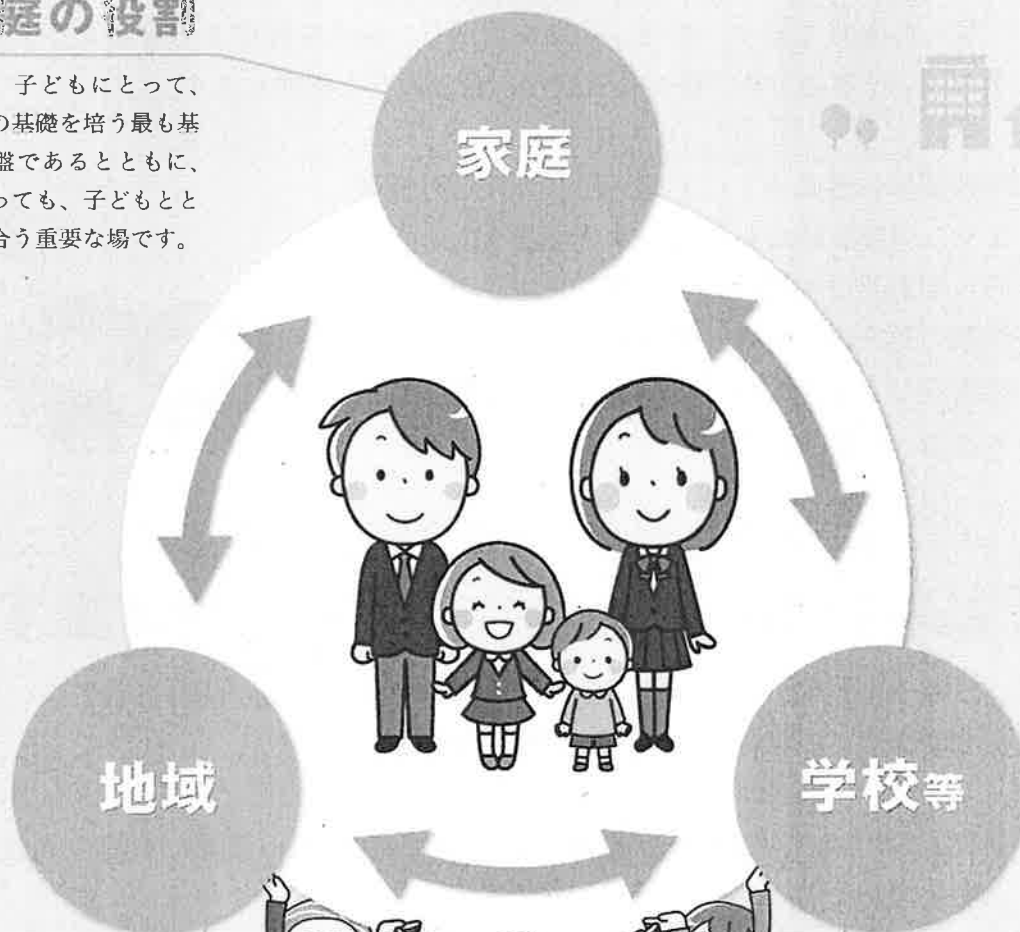
みんなの役割

基本理念の実現には、学校や行政だけでなく、家庭や地域を始めとして、多様な主体がそれぞれの役割を担うとともに、相互に連携及び協力して取組を進めていくことが重要です。

特に、家庭や地域は、子どもにとっても、大人にとっても重要な役割を担っています。

1 家庭の役割

家庭は、子どもにとって、人格形成の基礎を培う最も基本的な基盤であるとともに、大人にとっても、子どもとともに育ち合う重要な場です。



2 地域の役割

地域は、子どもが様々な世代や立場の人とかかわる場であり、豊かな心を育む重要な役割を担います。



3 学校等 (教育委員会・市) の役割

学校は、子どもが確かな学力を主体的に身につける場であるとともに、集団の中で他者を理解し思いやる心や協調性などの基本的な教育を行います。

市は、教育環境の向上を図るとともに、文化やスポーツを通じて、生涯にわたり心身の健全な発達のための機会を提供します。

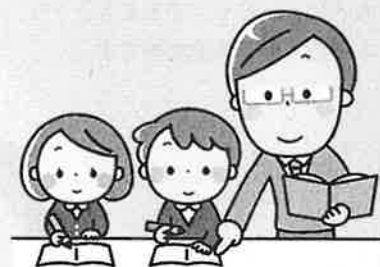
第3章

基本的な方向性

基本理念を実現するため、次の基本的な方向性に基づき施策を進めます。

1 子どもの健やかな成長を育みます

- (1) 「生命（いのち）」や「社会性や協調性、規範意識などの社会的なルール」を大切にする心を育てます。また、礼節を重んじ、自らを律するとともに、自尊心と相手を思いやる心を持つ豊かな人間性を育む教育を推進します。
- (2) 学習規律の徹底やICTを活用した授業の改善により、児童生徒にわかりやすい授業を進め、基本的な知識及び技能の定着を図ります。また、学習活動の質を向上させ、主体的・対話的で深い学びを実現し、子どもの「学び続ける力と問題解決できる力」を育みます。

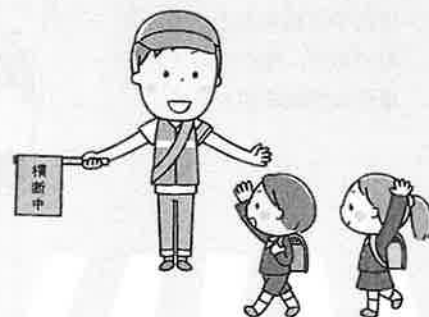


2 子どもの安全安心な教育環境を整えます

- (1) いじめや不登校、虐待など、学校のみでは解決が難しい問題に対して、関係機関や関係団体との連携を強化した支援体制を推進します。
- (2) 学校施設の計画的な改修を進めるとともに、質の高い授業を実施する教育環境の向上を図ります。

3 家庭、地域、学校、行政等の連携を進めます

- (1) 登下校の見守り活動や体験的な学習の支援など、地域の人材の有効な活用を進めるとともに、地域との継続的かつ発展的な連携を推進します。
- (2) 学校を拠点として、子どもと地域が交流するシステムを構築するとともに、家庭等と連携した学校支援活動を推進します。



4 地域の交流・学習活動の活性化を促進します

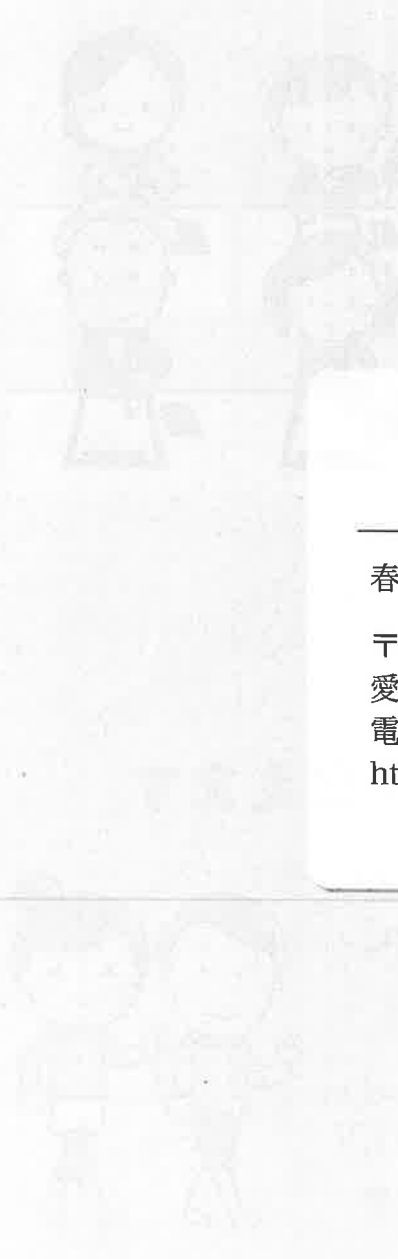
- (1) 学習機会や住民同士のふれあい活動、団体・サークル活動などの様々な地域での取組を通じて、子どもと大人の地域への愛着を育み、地域交流・世代間交流の活性化を促進します。
- (2) 人生 100 年時代を見据え、子どもから大人まで、誰もが、いつでも、どこでも、学びたいときに学ぶことができるように、それぞれのライフステージに応じた学習の情報と機会を提供します。



5 文化やスポーツに親しむ環境を整えます

- (1) 文化やスポーツを通じて、地域の絆を強めるとともに、地域の身近な場所において、子どもが優れた文化芸術に触れることができる機会の提供に努めます。
- (2) 生涯にわたって、体力や年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しむことができる機会を提供するとともに、トップレベルの選手の競技に触れる機会の充実に努め、子どもの夢を育みます。





春日井市教育大綱

春日井市教育委員会事務局 教育総務課

〒486-8686

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6436

<https://www.city.kasugai.lg.jp>

議題4 令和6年度春日井市教職員人事異動について

令和6年度春日井市教職員人事異動を実施するもの。

議題5 教育委員会事務局等人事異動について

教育委員会事務局等人事異動を実施するもの。